

佐千原浄水場
中央監視設備更新及び運転管理事業

落札者決定基準

令和2年4月

一宮市上下水道部

目 次

| | |
|-----------------------|---|
| 第1 落札者決定の体制 | 1 |
| 第2 審査の手順及び方法 | 1 |
| 1 資格審査..... | 1 |
| (1) 入札参加資格審査..... | 1 |
| 2 提案審査..... | 1 |
| (1) 提案書の確認..... | 1 |
| (2) 入札価格の確認..... | 1 |
| (3) 提案書の基礎審査..... | 1 |
| (4) 定量化審査（性能評価） | 2 |
| (5) 定量化審査（価格評価） | 4 |
| (6) 総合評価..... | 4 |
| 3 落札者の決定と公表..... | 4 |
| 4 審査の手順..... | 5 |

本書は、一宮市（以下、「市」という。）が実施する佐千原浄水場中央監視設備更新及び運転管理事業（以下「本事業」という。）の事業者の募集及び選定に当たり、入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）を対象に交付する「入札説明書」の一部として位置付けるものであり、本事業を実施する事業者の選定に際し、審査方法及び評価項目等を示すものである。

第1 落札者決定の体制

落札者の決定に当たり、入札参加資格審査、基礎審査及び定量化審査（価格評価）は市が行う。

定量化審査（性能評価）及び総合評価は、公平性、透明性を確保するとともに、客観的な審査等を行うために設置している「佐千原浄水場中央監視設備更新及び運転管理事業PFI事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）」が行い、落札候補者を選定する。

第2 審査の手順及び方法

1 資格審査

(1) 入札参加資格審査

市は、入札参加者から提出された入札参加資格確認申請書等について、入札説明書に示す入札参加資格要件を満たしているかについて審査を行い、審査結果を入札参加者に通知する。入札参加資格要件を満たしていない者は失格とする。

2 提案審査

(1) 提案書の確認

市は、入札参加資格審査を通過した入札参加者から提出された提案書について、提出書類の不備がないか確認する。不備がある場合は失格とする。

(2) 入札価格の確認

市は、入札書に記載された金額（以下「入札価格」という。）が予定価格を超過していないかについて確認する。

入札価格が予定価格を超過している場合は失格とする。

(3) 提案書の基礎審査

市は、入札参加者から提出された基礎審査項目確認シートをもとに、入札参加者が表1の基礎審査項目を満たしているか確認する。

基礎審査について、1項でも満たさないことが確認された場合は失格とする。全ての基礎審査項目を満たしていることが確認された場合、当該提案書について定量化審査を行う。

表 1 基礎審査項目

| 審査対象 | 基礎審査項目 |
|------------------|---|
| 共通事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 提案書全体について、同一事項に対する 2 通り以上の提案又は提案事項間の齟齬、矛盾等がないこと。 ・ 提案書全体について、様式集に従った構成（項目の構成、枚数制限等）となっていること。 |
| 設計・工事 提案書 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該提案に関する各様式（別添「様式集」参照）に示す項目に対する提案の内容が要求水準書を満たしていること。 |
| 運転管理 提案書 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該提案に関する各様式（別添「様式集」参照）に示す項目に対する提案の内容が要求水準書を満たしていること。 |
| 入札書及び 全体年次計画表 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 入札参加者から提案された提案価格について、入札説明書に示した前提条件が正確に反映されているか、また、計算上の誤りがないかについて確認を行う。 |

（４）定量化審査（性能評価）

基礎審査を通過した入札参加者の提案書について、表 2 の評価項目及び配点に基づき、審査委員会で定量化審査（性能評価）を行う。提案内容の正確な把握及び疑問点の確認のため、入札参加者に対してヒアリングを行った上で、表 3 の採点の基準により審査委員会の各委員が得点化を行い、評価項目ごとにその平均点を算出する。性能点は評価項目ごとの平均点の合計とする。（小数点第 3 位を四捨五入し、小数点第 2 位までを求める。）

なお、ヒアリングの日程、場所等については、後日、対象となる入札参加者に対して個別に通知する。

表 2 評価項目及び配点

| 評価項目 | | 配点 | | |
|------------------------|--|-----|--|----|
| 1.事業全体に関する事項 | | | | |
| (1) 事業計画・安定性 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施にあたっての基本方針 ・実施体制及び各企業の役割分担 | 5 | | |
| (2) 同種・類似事業の実績 | | | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・PFI事業の実績 | 5 | | |
| (3) リスク管理計画(資金計画) | <ul style="list-style-type: none"> ・本事業における資金計画について | 3 | | |
| (4) リスク管理計画(経営上のリスク分離) | <ul style="list-style-type: none"> ・経営状況が悪化した際のリスク分離について | 4 | | |
| (5) 地域貢献 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域経済活性化への配慮 ・地域や社会へ配慮した内容について | 5 | | |
| (6) モニタリング | | | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・設計及び工事期間中のセルフモニタリングの方法 ・運転管理期間中のセルフモニタリング ・市のモニタリングへの協力方法 | 5 | | |
| (7) 民間提案による付加価値 | <ul style="list-style-type: none"> ・民間提案による付加価値について | 5 | | |
| 2.設計及び工事に関する事項 | | | | |
| (1) 中央監視設備設計 | <ul style="list-style-type: none"> ・システムの機器構成及び機能について ・操作者の負担軽減方法について ・耐災害性(堅牢性・冗長性・信頼性)について ・その他、技術的特色(先進性・独創性)について | 10 | | |
| (2) 設備台帳システム構築 | | | | |
| | | | <ul style="list-style-type: none"> ・システムの信頼性について ・情報セキュリティ対策について | 10 |
| (3) 管理棟改修設計 | | | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・管理棟(1階及び2階)平面図 ・レイアウトの概要説明 ・見学者及び来場者に対する配慮事項 | 8 | | |
| (4) 工事工程 | <ul style="list-style-type: none"> ・工程表 ・施工に対する基本的な考え方 ・新中央監視設備の切替計画 | 5 | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 3.運転管理に関する事項 | | | | |
| (1) 運転管理体制 | <ul style="list-style-type: none"> ・運転管理業務を適切に実施するための必要な組織及び体制 ・市職員との連絡体制 | 10 | | |
| (2) 災害・事故等対策業務 | | | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・自然災害時及び感染症流行時における体制について ・市職員に対する中央監視設備の操作教育について | 10 | | |
| (3) 維持管理業務 | <ul style="list-style-type: none"> ・維持管理方法 ・故障時の緊急対応 | 10 | | |
| (4) 事業終了時の引継ぎ業務 | | | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・引継ぎに関する基本的な考え方 ・引継ぎ方法と手順 | 5 | | |
| 合計 | | 100 | | |

表 3 採点の基準

| 評価ランク | 判断基準 | 採点方法 |
|-------|-----------------------|---------|
| A | 要求水準をはるかに上回る具体的な提案がある | 配点×1.00 |
| B | 要求水準を上回る具体的な提案がある | 配点×0.75 |
| C | 要求水準をわずかに超える具体的な提案がある | 配点×0.50 |
| D | 要求水準と同程度の提案 | 配点×0.25 |

(5) 定量化審査（価格評価）

市は、入札価格について、以下の方法により価格点を決定する。

$$\text{価格点} = \text{価格点の満点（100点）} \times \text{最低入札金額} / \text{当該入札者の入札価格}$$

（注）価格点は、小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位までを求める。

(6) 総合評価

審査委員会は、定量化審査の結果を基に総合評価点を算出し、最も得点の高い者を落札候補者として選定する。

性能点と価格点のウェイトは、7:3とする。

総合評価点は以下のとおり決定する。

$$\text{総合評価点} = \text{性能点} \times 0.70 + \text{価格点} \times 0.30$$

（注）総合評価点は、小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位までを求める。

3 落札者の決定と公表

市は、審査委員会の選定結果を踏まえ、落札者を決定する。

なお、総合評価点が同点の場合は性能点の高い者を、また、性能点が同点の場合はくじにより落札者を決定する。

事業者の選定過程の透明性を確保するために必要な資料及び落札者の事業計画に基づくVFMについては、市ホームページで公表する。

4 審査の手順

審査の手順は、以下のとおりである。

